

○厚生労働省告示第百八十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和四年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

令和四年五月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

種類	栽培区域	納付期限
----	------	------

甲種研究栽培者	北海道名寄市	令和四年九月三十日
	茨城県つくば市	
	東京都小平市	令和四年八月三十一日
	長崎県長崎市	
	鹿児島県熊毛郡中種子町	